

議 第 225 号

令和 3 年 9 月 1 日提出

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1の表に次のように加える。

83	熊本市移動等円滑化推進協議会	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針及び同法第25条第1項に規定する基本構想の作成及び実施に関し必要な事項を協議する。
----	----------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関を設置するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）新旧対照表

改正後（案）			現行		
別表			別表		
1 市長の附属機関			1 市長の附属機関		
	附属機関名	設置目的		附属機関名	設置目的
1	【略】		1	【略】	
2					
8 2					
8 3	<u>熊本市移動等円滑化推進協議会</u>	<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針及び同法第25条第1項に規定する基本構想の作成及び実施に関し必要な事項を協議する。</u>	<u>【新設】</u>		

附 則

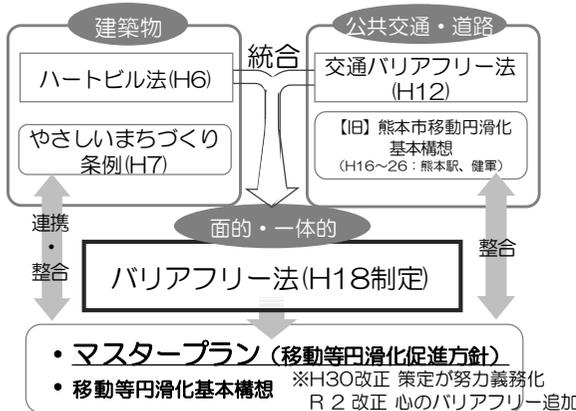
この条例は、公布の日から施行する。

バリアフリーマスタープラン策定事業について

- 今年度から、面的・一体的なバリアフリー化の方針等を共有し、関係者間での機運醸成や具体的な取組促進を図るため、「バリアフリーマスタープラン」の作成に着手。
- 庁内の検討体制はもとより、有識者、利用者関係、公共交通事業者等から構成する協議会を設置する等、多様な関係者に参画いただきながら進める予定。

1 背景

- ・面的かつ一体的なバリアフリー化を目的に制定されたバリアフリー法の改正(H30)により「バリアフリーマスタープラン」策定が努力義務化。
- ・誰もが移動しやすく暮らしやすい多核連携都市の実現に向けバリアフリー環境の形成が重要。
- ・コロナ禍など社会情勢の変化を踏まえ、全ての人々が相互に理解を深めるための“心のバリアフリー”等の促進が重要。



3 検討体制

- 有識者や利用者関係、公共交通事業者など多様な関係者からなる協議会を設置。
- 都市・土木、福祉、教育等関連の部署からなる庁内検討会を設置。

【熊本市移動等円滑化推進協議会】構成案

構成	備考
有識者	福祉・まちづくり分野での学識を有する方
利用者関係	高齢者、障がい者、妊産婦等の視点からの意見を有する方
公共交通事業者	鉄道、バスなどの事業者
商業施設	地元商業施設関係者
施設設置管理者	道路、駐車場などの設置管理
行政関係者	運輸、警察などの関係者

熊本市の附属機関とするため、本議会で「熊本市附属機関設置条例の改正案」を上程

※都市政策課、健康福祉政策課による共同事務局

【庁内検討会】構成

関連分野	部署名
都市・土木関連	都市政策課※、交通政策課、建築指導課など
総務関連	管財課
福祉関連	健康福祉政策課※、高齢福祉課、障がい保健福祉課、子ども政策課など
保健・衛生関連	医療政策課
商工関連	商業金融課
教育関連	学校施設課、人権教育指導室
観光・市民生活関連	観光政策課、地域政策課、人権政策課など
その他	交通局、危機管理防災総室など

2 バリアフリーマスタープラン(移動等円滑化促進方針)について

【バリアフリーマスタープラン】

- ・本市における移動円滑化の基本的な方針
 - ・共生社会の実現に向けた心のバリアフリーに関する取組
- 移動等円滑化促進地区**
- ・生活関連施設や経路を位置付け
 - ・地区の課題や取組方針を整理
 - ・届出制度により施設間(旅客施設、道路)の調整 等

生活関連施設、経路等のバリアフリー化を促進

生活関連施設

高齢者、障がい者等が日常生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他施設。

生活関連経路

生活関連施設相互間の経路。

【基本構想】

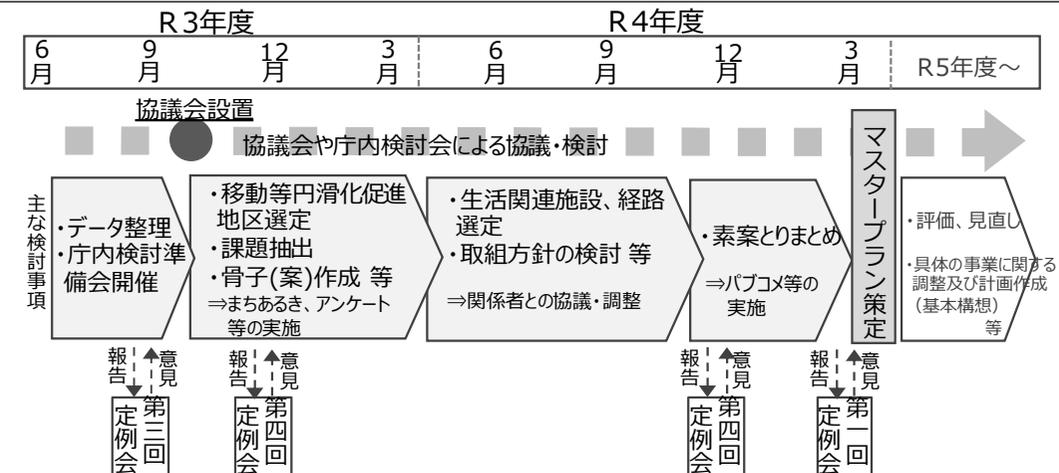
関係者との調整が整い次第検討

重点整備地区

施設、経路、車両等に関する具体的な事業を位置付け、バリアフリー化を推進

4 今後のスケジュール(案)

- 今年度、まち歩き点検やアンケート調査等を行いながら地区設定や課題抽出等を実施予定。
- その後、関係者と調整を図りながら取組方針等を整理し令和4年度中の策定を目指す。



5 令和3年度9月補正予算(案)(バリアフリーマスタープラン策定事業)

内容	節	額(千円)	合計(千円)
①バリアフリーマスタープラン検討支援業務経費等	委託料	2,728	3,200
	報酬	400	
②熊本市移動等円滑化推進協議会運営経費	報償費	72	

※令和4年度(2022年度)に必要な経費については当初予算で計上予定